

市民相談 Citizen consultation

相談名	相談日	時間	場所	受付方法	問い合わせ
行政相談会 国の行政機関などに関する苦情・要望について対応	12/26(火)	13:30~16:00	保健福祉センター3階 (栄養指導室洋室)	当日午後3時30分までに相談場所へ(先着順)	市民課
年金出張相談(予約制) 厚生年金や国民年金の相談や手続き	1/11(木) 1/25(木)	10:00~15:00	教育文化会館3階 (第3研修室)	12/11(月)から和歌山東年金事務所お客様相談室へ電話申し込み	和歌山東年金事務所 ☎073-474-1841
こころの相談(予約制) こころの病気、ひきこもりなどで悩んでいる人や家族	12/1(金) 12/21(木)	午後から	橋本保健所	橋本保健所保健課へ電話申し込み	橋本保健所保健課 ☎42-5440
認知症電話相談 認知症やその介護についての電話相談	月~金曜日	13:00~17:00	—	相談日時に電話で受付 ☎0120-555-294	地域包括支援センター ☎32-1957
心配ごと相談所 生活での心配ごと全般	12/4(月)	13:00~16:00	保健福祉センター	相談日時に相談場所へ(相談日時に電話相談も受け付けています)	社会福祉協議会 ☎33-0294
NPO相談会(予約制) NPO法人の設立・運営管理・各種手続きなど	12/13(水) 12/27(水)	10:00~16:00	市民活動サポートセンター	市民活動サポートセンターへ電話申し込み	市民活動サポートセンター ☎33-0088
法律相談会 弁護士が対応します(予約制・先着9人)	①12/14(木) ②12/20(水)	13:00~16:00	①高野口地区公民館 ②市役所(相談室)	12/7(木)午前8時30分から直通電話のみ受付 ☎39-7200	消費生活センター
消費生活相談会 悪質商法の被害、消費者の契約・取引トラブルなど	①12/5(火) ②12/12(水) ③12/19(水) ④12/26(火)	13:00~16:00	①かつらぎ町役場 ②高野町役場 ③橋本市消費生活センター ④九度山町ふるさとセンター	相談日時に相談場所へ	消費生活センター
多重債務等無料相談会 司法書士による相談	月~金曜日	10:00~15:00	—	相談日時に電話で受付	司法書士総合相談センター ☎073-422-4272
人権相談(*1) いじめ、差別、虐待、家族や近隣間の悩みごとなど	12/8(金)	13:30~16:00	人権・男女共同推進室	当日午後3時までに相談場所へ(予約も可能)	人権・男女共同推進室
女性電話相談 女性が抱える心配ごと全般	月~金曜日	9:00~13:00 ※1回30分程度	—	相談日時に電話で受付 ☎33-8525	人権・男女共同推進室
その他の相談(詳しくはお問い合わせください) 子育て相談(妊娠から18歳までの子どもに関する悩みなど)……問い合わせ:子育て世代包括支援センター ☎33-0039 教育相談(市内に在住・在学する子どもの不登校、いじめなど)……問い合わせ:教育相談センター ☎32-1512 家庭児童相談(子育ての悩み、児童虐待や不登校など)……問い合わせ:家庭児童相談室 ☎33-2111 青少年センター相談(*2)(非行など)……問い合わせ:青少年センター ☎32-2124 消費生活相談(悪質商法や多重債務に関する悩みなど)……問い合わせ:消費生活センター ☎33-1227 耐震相談(耐震診断や耐震改修など)・空き家相談……問い合わせ:建築住宅課 ☎33-1115					

※1 人権相談は、和歌山地方司法書士会橋本支局(☎32-0206)でも随時実施しています。
※2 青少年センター相談は、Eメール(genki@city.hashimoto.lg.jp)による相談もできます。

介護サービス相談

地域包括支援センター … ☎0120-555-294 紀和病院在宅介護支援センター … ☎33-5000
ひかり苑在宅介護支援センター … ☎37-3000 在宅介護支援センターさくら苑 … ☎44-1189

防災はしもとメール配信

- 登録方法(詳しくは危機管理室へ)
bousai.hashimoto-city@raidan.ktaiwork.jpに空メールを送信後、返信メールに従って登録してください。
- 配信内容 気象警報、防災情報、行政情報



▲二次元コード

防災行政無線テレホンサービス

防災行政無線の放送内容を確認することができます。
☎0120-78-0620
※上記番号でつながらない場合は、☎0736-39-0620へ(有料)

税

家屋の取壊しの連絡はお済みですか

【税務課】

固定資産税・都市計画税は毎年1月1日(賦課期日)現在で市内に土地・家屋・償却資産を所有する人に対して課税されますが、年の途中で家屋の全部もしくは一部を取り壊すと、翌年度から、取り壊した面積分は課税されません。

市では、市内の家屋の状況把握に努めていますが、取壊しの連絡がない場合、取壊しが確認できず、翌年度以降も引き続き課税される恐れがあります。

令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に家屋の全部または一部を取り壊した人は、取り壊した床面積の大小に関わらず、令和6年1月31日(水)までにご連絡ください。担当者が現場に出向き、取り壊されていることが確認できれば、翌年度からは課税されません。

なお、登記のある家屋を取り壊し、すでに法務局で取壊しに関する手続きがお済みの場合は、法務局から税務課に通知がありますので、連絡は不要です。

●問い合わせ

税務課 資産税係 ☎33-3706

住宅用地の申告はお済みですか

【税務課】

1月1日(賦課期日)現在で、住宅(居宅、共同住宅など一定の条件があります)が建っている土地については、税額軽減の特例(住宅用地特例)があります。

また、年末までに住宅を壊して、1月1日現在で同じ土地に建替え中の場合も、一定の要件を満たすと住宅用地特例が適用されます。土地の所有者からの申請が必要ですので、忘れずに申告してください。

●問い合わせ

税務課 資産税係 ☎33-3706

市民税・県民税の税制改正について

【税務課】

令和5年1月から12月の所得に対する令和6年度以降の市民税・県民税から適用される主な改正についてお知らせします。

●上場株式等の配当所得等などの課税方式の統一

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等については、所得税と市民税において異なる課税方式の選択が可能でしたが、令和6年度から、所得税と市民税の課税方式を一致させることになります。

●森林環境税の課税について

森林環境税は、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円課税されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として、都道府県・市町村へ譲与されます。

なお、東日本大震災からの復興と防災の財源確保を目的として、平成26年度から個人住民税均等割に1,000円を加算していた復興特別税は、令和5年度で終了します。

●国外居住親族に係る扶養控除の見直し

扶養控除の対象となる30歳以上70歳未満の国外居住親族は、次の項目に該当する場合に限られます。

- 留学により非居住者となった者
- 障がい者
- 扶養控除を申告する納税義務者からその年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者

●問い合わせ 税務課 市民税係 ☎33-6212

納期限のお知らせ

【税務課】

- 12月25日(月)
 - 固定資産税・都市計画税……………3期
 - 国民健康保険税……………6期
 - 後期高齢者医療保険料……………6期
- 令和6年1月4日(木)
 - 介護保険料……………6期

老人福祉施設「国城寮」が新築移転します

老人福祉施設「国城寮」は、施設の老朽化のため12月に橋本市隅田町河瀬地内から九度山町へ新築移転します。

- 移転場所 伊都郡九度山町九度山1265-1
- 開設日 12月11日(月)(予定)
- 施設概要 鉄骨造2階建て、延床面積6,465.81㎡
- 施設種別と定員
 - 養護老人ホーム 80人(個室)
 - 特別養護老人ホーム 80人(4人部屋×20室)
- 問い合わせ 養護老人ホーム国城寮 ☎26-7704



▲新築された「国城寮」